

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	11. 一部事務組合等の取扱い		協議細目		
調整方針	(案) 1 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町がそれぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。 2 洞戸村、板取村及び武芸川町が加入する岐北衛生施設利用組合は、合併の日の前日をもって脱退し、新市が合併の日をもって当該組合に加入する。				
項目	参 考 資 料				
一部事務組合の加入状況	名 称	管理者等	構成市町村等	設立年月日	共同処理業務
	中濃地域広域行政事務組合	関市長	関市、美濃市、武儀郡5町村	昭和46年4月13日	中濃地域広域市町村圏計画の策定 ゴミ処理 視聴覚ライブラリー 広域職員研修 ふるさと市町村圏基金 介護保険事業(要介護認定に係る審査判定事務) 公平委員会
	中濃消防組合	関市長	関市、美濃市、武儀郡5町村	昭和46年4月13日	消防事務全般
	岐北衛生施設利用組合	山県市長	山県市、洞戸村、板取村、武芸川町	昭和45年8月31日	し尿処理、火葬場の設置及び管理運営事務
	中濃市町村造林組合	美濃市長	関市、美濃市、武儀郡5町村	昭和32年4月1日	組合が保有する造林事業等に関する事務
	中濃地域農業共済事務組合	関市長	関市、美濃市、武儀郡5町村など 4市21町村	平成9年4月1日	農業災害補償法に基づく共済事業に関する事務
	岐阜県市町村職員退職手当組合	板取村長	武儀郡5町村など 8市85町村、55一部事務組合等	昭和36年10月1日	構成市町村等の常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務
	岐阜県市町村会館組合	垂井町長	80市町村	昭和30年9月2日	組合構成市町村職員等の福利厚生に関する事業等を行う、団体等の用に供するための事務所の設置及び管理に関する事務
	岐阜地域肢体不自由児母子通園	岐阜市長	関市、岐阜市、美濃市など 6市11町1村	昭和51年7月21日	学齢前の肢体不自由児が、保護者とともに母子通園施設に通園して、機能回復訓練等に関する事務

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
参考法令	<p>地方自治法（抄）</p> <p>【特別地方公共団体】 （組合の種類及び設置）</p> <p>第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。（以下省略）</p> <p>【一部事務組合関係】 （組織、事務及び規約の変更）</p> <p>第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下省略）</p> <p>（解散）</p> <p>第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>（財産処分）</p> <p>第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p>
先進例	<p>山県市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。 ・ その他の一部事務組合については、3町村は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 ・ 山県郡公平委員会については、合併の前日をもって廃し、新市において合併の日に公平委員会を設置する。